



平成30年12月14日

各事業所 殿

1/21. 22 } 定員120名に達したので受講申込を締め切り  
1/29. 30 }

(一社)鳥取県労働基準協会西部支部

支部長 永東 康文

## フルハーネス型墜落制止用器具使用作業者特別教育の実施について

高所からの墜落による労働災害を防止するため、関係政省令の改正が平成30年6月に公布等され、平成31年2月1日から施行されることとなりました。

今回の改正の主な内容は、「安全帯」が「墜落制止用器具」に変更され、墜落制止用器具としては「フルハーネス型」を使用することが原則とされます。

また、「高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合にフルハーネス型墜落制止用器具を使用して作業を行う労働者」に対して、労働安全衛生法第59条第3項(労働安全衛生規則第36条第41号)の規定により、事業者特別教育の実施が義務付けられました。

この特別教育は、施行に猶予期間を設けることなく、平成31年2月1日から適用されることとなっています。

今般、当協会西部支部でこの特別教育を下記とおりに実施することとしました。御社の従業員の中で、当該業務に従事している方、あるいは従事することが予定される方は、この機会に是非とも受講いただきますようご案内いたします。

### 記

1. 日 時 ①【学科】平成31年1月21日(月) 9:00~14:30 (8:30受付開始)

【実技】平成31年1月22日(火) の2時間

又は ②【学科】平成31年1月29日(火) 9:00~14:30 (8:30受付開始)

【実技】平成31年1月30日(水) の2時間

実技のA班~C班の時間帯は、当協会では決めさせていただき学科の日にお知らせします。

2. 場 所 米子食品会館 (米子市旗ヶ崎2030)

3. 日 程

(①、②のいずれの場合も同じ日程です。)

科 目		時 間	講 師
学 科	作業に関する知識	9:00~10:00	一級技能検定員 一級とび技能士 吉森 英樹 氏
	フルハーネス型墜落制止用器具に関する知識	10:00~12:00	
	(休 憩)	12:00~13:00	
	労働災害の防止に関する知識	13:00~14:00	
	関係法令	14:00~14:30	

### 【A班~C班のどれかの時間帯】

実 技	フルハーネス型墜落制止用器具の使用 方法等	A班 10:00~12:00	同 上
		B班 13:00~15:00	
		C班 15:00~17:00	

